参考資料（規約より抜粋）

（表彰）

第４８条　会長は、児童生徒の福祉増進に努力し、又は、ＰＴＡの振興発展に貢献した者及び団体に対して表彰を行う。

（被表彰者）

第４９条　被表彰者は、本会に所属する個人（退任者を含む。）及び団体とする。

（対象者）

第５０条　対象者は次の各号に掲げる者の内から選考する。

　(1) 児童生徒の福祉増進のため努力し、その篤行よく、他の模範とすることのできる者

　(2) ＰＴＡの使命遂行につくし、教育の発展に貢献した者

　(3) その他特に教育文化の発展に貢献のあった者

（表彰の方法）

第５１条　表彰は、表彰状を授与し、又は感謝状を贈呈する。この場合において、記念品の贈与その他特別な待遇をすることができる。

（表彰の手続き）

第５２条　各郡市町地区小中学校ＰＴＡ連合会の会長が、別表１の申請基準数を超えない範囲で、別表２に掲げる事項を記載した書類を本会に提出するものとする。

（被表彰者の選考）

第５３条　被表彰者は、毎年６月末日までに前条による表彰手続きのあった者の内から、理事会において選考決定する。

（他団体への推薦)

第５４条　本会の関係団体への表彰等については、次のとおりとする。

(1) 県教育長の感謝状申請については、本会の役員を２か年以上努めた退任者の中から理事会で選考し、会長が推薦する。

(2) 社団法人日本ＰＴＡ全国協議会の表彰申請については、本規程に準じ、各郡市町地区小中学校ＰＴＡ連合会会長が推薦した中から理事会で選考し、会長が申請する。

第６章　慶弔

　（役員の死去）

第５５条　本会役員の死去に際しては、弔電及び１万円の香華料を供え弔意を表す。

　（その他慶弔）

第５６条　前条に定める場合のほか、慶弔の意を表する必要が生じた場合には、会長、副会長及び事務局長で協議し判断する。この場合において、弔意は前条の規定を上限とする。

別表１　申請基準数（第５２条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 単位ＰＴＡ数 | 個人表彰 | 団体表彰 |
| １０以下 | ３ | １ |
| １１～２０ | ６ | ２ |
| ２１～３０ | ９ | ３ |
| ３１～４０ | １２ | ４ |
| ４１～５０ | １５ | ５ |
| ５１以上 | １８ | ６ |

別表２　申請事項（第５２条関係）

　１　個人表彰の場合

　　イ　氏名

　　ロ　経歴（主にＰＴＡに関するもの）

　　ハ　功労及び篤行顕著と認める事項。

　　二　その他参考となる事項

　２　団体表彰の場合

　　イ　所在地及び名称

　　ロ　会長名

　　ハ　設立年月日

　　二　運営の状況及びその成績

　　ホ　実績顕著と認める事項。

　　ヘ　その他参考となる事項